

## 狭山市駅西口市民広場 利用のルール

### 1 総則

- (1) 市民広場の利用にあたっては、狭山市駅西口市民広場条例（以下「条例」という）及び狭山市駅西口市民広場管理規則並びにこの利用のルールを遵守してください。
- (2) 市民広場は、歩行者の安全な通行を確保することが最優先となります。また、広く市民に開かれた多世代による利用が見込まれるため、利用者相互にお互いの立場を尊重して、安全に楽しく利用してください。
- (3) 市民広場は、安全な歩行者空間の確保、緑あふれる都市空間の整備、及び市民の憩いと交流の調和のとれた空間を目指していることから、特定の行為をするために市民広場を利用しようとする際には、あらかじめ市民広場管理者の許可を受けなければなりません。（詳細は「2利用申請」参照。）また、市民広場での禁止事項を定めています。（詳細は「3禁止行為」参照。）

### 2 利用申請（条例第3条関連）

- (1) 市民広場において、次に掲げる行為（市民広場の目的に適合するものに限る。）をしようとする場合は、利用申請をして、市民広場管理者の許可を受けなければなりません。利用時間は原則として、9時から21時までの間です。
  - 1) 展覧会、演奏会、集会、その他これらに類する催事行為。
  - 2) 物品の販売、飲食物の提供、チラシの配布など。
  - 3) 募金、署名活動など。
  - 4) 営業を目的とする写真、映画等の撮影。
  - 5) そのほか、市民広場管理者が特に必要と認める行為。
- (2) 市民広場管理者は、許可にあたり、管理上必要な条件を付することがあります。
  - ・ 利用の際は、歩行者用の通路・スロープを必ず確保してください。
  - ・ 前項の1) から3) については、市民交流や地域の活性化を目的とした活動の場合に限りご利用いただけます。もっぱら営利を目的とするものであってはなりません。
- (3) 利用申請は、利用日の7ヶ月前（市外の方は6ヶ月前）の初日から5日前までに、「狭山市駅西口市民広場利用許可申請書」に利用施設図を添付して、市民広場管理者へ提出してください。

### 3 禁止行為（条例第2条関連）

市民広場においては、次に掲げる行為が禁止されています。ただし、市民広場の管理上支障がないと認められるもので、特に市民広場管理者が認めたときは、この限りではありません。

- 1) 広場の施設及び設備を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- 2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 3) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- 4) ごみその他の汚物を捨てること。
- 5) 大声又は騒音を発する行為をすること。
- 6) 花火、たき火等火気を使用すること。
- 7) 喫煙をすること。
- 8) 自動車、自転車その他の車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- 9) 寝泊りすること。
- 10) 前各号に掲げるもののほか、歩行者の通行上又は広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

例) ○バット振り、キャッチボールなどの球技をすること。

○ローラースケート・スケートボードなどを行うこと。

○犬や猫などを放し飼い（リードをはずしての散歩を含む）すること。

○犬や猫などにおしっこやフンをさせたり、フンを放置すること。

○大声で威嚇するような言動や、飲酒、酩酊し他人への迷惑行為をすること。

※市民広場への車両の乗り入れは禁止です。スロープはベビーカーや車椅子の方なども利用する歩行者用通路です。危険防止のため自転車は必ず降りて通行してください。

令和5年10月

市民広場管理者 狭山市駅西口市民広場指定管理者

連絡先 市民センター総合案内

電話 04-2954-2111 FAX 04-2937-3616

Eメール sky-t-uketuke@convention.co.jp

※問合せ日時 午前8時から午後9時30分まで（12月29日から1月3日を除く）